

処 分 基 準

B-r-5

令和6年4月1日作成

法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項：第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条第2項
処 分 の 概 要：自動車の使用制限命令
原権者(委任先)：愛知県公安委員会
法 令 の 定 め： <ul style="list-style-type: none">○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律<ul style="list-style-type: none">・第19条第1項の規定により読み替えて適用される○ 道路交通法<ul style="list-style-type: none">・第75条第1項（自動車の使用者の義務）○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律<ul style="list-style-type: none">・第19条第1項の規定により読み替えて適用する道路交通法施行令第26条の6（自動車の使用の制限の基準）
処 分 基 準：別紙のとおり
問 い 合 わ せ 先： <ul style="list-style-type: none">・ 最高速度違反、過積載、過労運転の下命容認に係る使用制限 愛知県警察本部交通指導課指導企画係 電話（052）951-1611 内線 5125・ 放置行為の下命容認に係る使用制限 愛知県警察本部交通指導課放置駐車対策センター 滞納処分係 電話（052）951-1611 内線 793-234
備 考：